

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

_____（以下「利用者」といいます。）と直方市地域包括支援センター（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」といいます。）について次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的及び内容）

事業者は、介護保険法等の関係法令に従い、利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において自立した日常生活を営み続けるために、利用者の選択に基づいて必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者、障害者福祉制度の特定相談支援事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

2 介護予防支援等の内容の詳細は、別紙「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る重要事項説明書」に記載のとおりとします。

第2条（業務の委託について）

事業者は、介護予防支援等の一部を、事業者が委託契約した指定居宅介護支援事業者（以下「受託事業者」といいます。）に委託することができます。

2 利用者が前項の受託事業者を選択する場合は、利用者の意思を尊重します。

第3条（契約の有効期間）

この契約の期間は、____年____月____日から認定の有効期間満了日までとします。

2 上記契約の満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第4条（契約の終了）

次の各号に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- （1）利用者が死亡したとき
- （2）利用者の所在が不明になったとき
- （3）利用者が要介護と認定されたとき
- （4）直方市通所型サービスCの利用者について介護予防サービス等の利用が今後不要と判断されたとき
- （5）その他事業者及び受託事業者が行う介護予防支援等が相当期間以上にわたり困難となった場合

2 必要があると認められるときは、利用者が指定する居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ等の調整を行うものとします。

第5条（介護予防サービス・支援計画書作成の担当者）

事業者は、介護予防サービス・支援計画書作成の担当者(受託事業者含む)を選任し、適切な介護予防支援等に努めます。

2 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行い、事業者側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者に連絡します。

3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

第6条（介護予防サービス・支援計画書の変更等）

事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、必要に応じてその変更に向けた手続きをするとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

2 事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第7条（介護予防支援等の記録等）

事業者は、契約終了後5年間、介護予防支援等の書面を保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第8条（利用者の解約等）

利用者は、少なくとも14日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病状急変、緊急入院などやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の14日前以内であっても、申し出により、この契約を解約することができます。

2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合、その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解約することができます。

第9条（事業者の解除）

事業者は、利用者の信頼関係を著しく損なう行為よりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

第10条（業務継続計画の策定）

事業者は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援等を行うにあたり、非常時の体制で早期に業務再開をはかるための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な対応を行います。

第 11 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業者は、虐待の発生又はその発生を防止するための定期的な会議及び指針の整備、事業所職員に対する虐待防止のための定期的な研修を行います。

第 12 条（利用料等）

事業者が提供する介護予防支援等にかかる料金に関する利用者の自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納がある場合はこの限りではありません。

第 13 条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、正当な理由がある場合を除き、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は本契約終了後も継続するものとします。

2 事業者は、別紙「個人情報使用同意書」により利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議や地域ケア会議、その他利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、利用者及びその家族に関する個人情報を用いることができるものとします。

第 14 条（公正中立義務）

事業者は、介護予防支援等にあたっては、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類に偏ることのないよう、又は特定の業者による介護予防サービスを利用するよう利用者を誘導し又は利用者に指示すること等により、特定の介護予防サービス事業者を有利に扱うことのないよう公正中立に行います。

第 15 条（苦情対応）

事業者は、自ら提供した介護予防サービス・支援計画書に位置づけた介護予防サービス等に関しての利用者からの要望、苦情等に対して、迅速かつ誠実に対応します。

第 16 条（その他）

事業者は、介護予防支援等の実施に際して、利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

2 事業者は、介護予防支援等の実施に際して、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 17 条（協議）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令等の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者(受託事業者)が記名のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

上記のとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの契約を締結します。

年 月 日

利用者 住所

氏名 印

上記代筆者（続柄及び代筆理由）

住所

氏名 （続柄） 印

代筆理由

（事業者） 所在地 直方市殿町 7 番 1 号

事業者名 直方市地域包括支援センター

代表者名 直方市長 大塚 進弘 印

担当者

（受託事業者） 事業者名（法人名）

事業所名 印

担当ケアマネジャー

※ 受託事業者欄は、受託事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入。